

物品売買契約書（案）

沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了（以下「甲」という。）が物品を購入し、契約者氏名（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件名	製品名及び仕様	数量
固定資産（超純水製造装置）の購入	別紙	1式

第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 納入期限 令和6年3月15日
- 納入場所 沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場
- 契約金額 ￥ ー

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ー

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条第1項の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 契約保証金 沖縄県財務規則第101条に基づき納付又は免除

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持ち込みと同時に納品書を提出しなければならない。

- 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。
- 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

- 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果、不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ直ちに代品を納入しなければならない。

- 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、さらに届け出て検査をうけなければならない。

第5条 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。

第6条 乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないときは、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生じせしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願をすることができる。

- 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承諾し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適合と認めるときは、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第13条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

第14条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を遵守するものとし、疑義が生じたときは、甲乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県公営企業管理者
企業局長 松田 了

乙